

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第26号  
経済産業省貿易経済協力局

次に掲げる輸入注意事項は、令和元年7月1日限りで廃止する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

- 昭和54年7月2日付け輸入注意事項54第10号（鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）の事前許可制移行について）
- 昭和60年9月6日付け輸入注意事項60第24号（鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）の二号承認制を適用する原産地又は船積地域の追加について）
- 平成15年2月12日付け輸入注意事項15第9号（鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）の二号承認制を適用する原産地又は船積地域の追加について）
- 昭和60年9月6日付け60貿局第256号（ブラジル、アイスランド、ノルウェー、ペルー、大韓民国、スペイン及びロシアを原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）を除く。）を輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について）
- 昭和55年7月15日付け輸入注意事項55第58号（鯨及びその調製品（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。）の輸入に関する確認について）

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第27号  
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて」の規程を次のとおり制定し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

## ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて

ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。）附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨は、附属書Ⅱに該当するものとして取り扱います。

また、輸入公表三の8に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、次の表に掲げるものとします。

貨物名	関税率表の番号等				
ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品	0106・12	0208・40	0210・92	1504・30	1521・90
	16・01	1602・10	1602・20	1602・31	1602・32
	1602・39	1602・41	1602・42	1602・49	1602・50
	1602・90	2301・10	23・09		

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第28号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の8に基づく鯨及びその調製品の輸入に関する水産庁長官の確認について」の規程を次のとおり制定し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸入公表三の8に基づく鯨及びその調製品の輸入に関する水産庁長官の確認について

上記の貨物を輸入しようとする者は、下記により水産庁長官の確認書の交付を受けて下さい。

## 記

### 1 対象貨物

次の表の左欄に掲げる地域を船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物

船積地域	貨物	
	貨物名	関税率表の番号等
アイスランド、ノルウェー、パラオ及びセントビンセント	ワシントン条約附属書Iに掲げる鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品	0106・12 0208・40 0210・92 1504・30 1521・90 16・01 1602・10 1602・20 1602・31 1602・32 1602・39 1602・41 1602・42 1602・49 1602・50 1602・90 2301・10 23・09

## 2 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。）を除く。

## 3 提出先

水産庁資源管理部国際課

## 4 提出書類

(イ) 別紙様式による確認申請書 2通

(ロ) 輸出国のワシントン条約に係る管理当局の発行した輸出許可書又は再輸出証明書の写し 1通

(ハ) 当該貨物に係る公的機関によるDNA検査証明書 写し1通

(ニ) インボイス 写し1通

(注) 上記の提出書類の外に契約書、船荷証券等必要な書類の提出を求めることがあります。

[別紙様式]

輸入公表三の 8 に基づく鯨及びその調製品の輸入に関する確認申請書

水産庁長官 殿

申請年月日 \_\_\_\_\_  
申請者名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

次の輸入の確認を申請します。

輸 入 状 況	関税率表の番号等	
	種 類	
	輸入数量(総数)	頭 kg
	種類別輸入数量	
	輸 入 金 額	US\$ 円
	輸入契約の相手方が属する国	
	輸入契約の相手方	(1)名 称 (2)住 所
	輸 入 契 約 条 件	(1)F O B (2)C I F (3)C & F (4)そ の 他
	原 産 国	
	船 積 予 定	(1) 年 月 日 (2)船 積 港
	入 着 予 定	(1) 年 月 日 (2)入 着 港
生 産 状 況 等	鯨 種	
	捕 獲 日	
	捕 獲 水 域	
	処 理 方 法	(1) 鯨 体 処 理 場 (2)母 船 (3) そ の 他

(注) 裏面記入要領参照のこと。

- 上記の輸入に係る鯨及びその調製品が輸出国において適法に捕獲されたものであることを確認する。

有効期限 年 月 日

- 上記の輸入に係る鯨及びその調製品が輸出国において適法に捕獲されたものであることが確認できなかった。

年 月 日  
水産庁長官

[裏面]

#### 記入要領

- (1) 「申請者名」欄には、会社名又は個人名を記載するものとし、記名押印又は署名の当事者は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任されたものを含む。）に限ることとする。
- (2) 「種類」欄には、規格及び形態を「赤肉1級冷凍」等、具体的に記載すること。
- (3) 「輸入数量」欄には、頭数及び重量で表示を行うこと。
- (4) 「輸入金額」欄には、円及び米ドルで表示を行う。また、決済通貨が米ドル以外の通貨建ての場合には、かっこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。
- (5) 「輸入契約の相手方の属する国名」及び「輸入契約の相手方」欄は各々の地域の表示方法によること。
- (6) 「輸入契約条件」欄には、当該契約の該当する建値に印を付すこと。「その他」の契約条件を詳細に記載すること。
- (7) 「船積予定年月日」及び「入着予定年月日」欄には、それぞれの予定年月日を記載すること。  
なお、予定年月日について幅がある場合は、それぞれ期間を記載すること。

- (8) 「船積港」欄には、船積港名を記載すること。なお船積港が複数の場合には、船積港別に確認書を提出する必要がある。
- (9) 「入着港」欄には、予定の最終陸揚港を記載すること。
- (10) 「生産状況等」については、各個体別に記載すること。
- (11) 用紙の大きさは、A列4番とすること。
- (12) 欄に記載し切れないときは別紙として添付すること。

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第29号  
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）

改正後	現 行
<p>15 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 確認書の交付</p> <p>① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6(2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、<u>輸入公表三の七に係る貨物（めろに限る。）の確認にあつては別紙様式第8による確認書を、輸入公表三の七に係る貨物（ワシントン条約に係る貨物及び種の保存法に係る貨物に限る。）の確認にあつては別紙様式第9による確認書を、輸入公表三の七に係る貨物（冷凍のかにに限る。）の確認にあつては別紙様式第10による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>18 電子申請の対象外手続</p> <p>以下の手続については、電子申請の対象外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(5)～(9) (略)</u></p> <p>別紙様式第10</p> <p><u>輸入公表三の七に基づく貨物（冷凍のかに）の輸入に関する確認書</u></p> <p>(略)</p>	<p>15 輸入承認証・輸入割当証明書又は確認書の交付等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 確認書の交付</p> <p>① 13の規定にかかわらず、経済産業大臣は、6(2)に規定する電子申請を確認したときは、申請者本人又は代理者の求めに応じ、<u>輸入公表三の七の(1)及び(2)に係る貨物の確認にあつては別紙様式第7による確認書を、輸入公表三の七の(3)、(4)及び(5)に係る貨物にあつては別紙様式第8による確認書を、輸入公表三の七の(9)に係る貨物にあつては別紙様式第9による確認書（以下「確認書」という。）を交付するものとする。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>18 電子申請の対象外手続</p> <p>以下の手続については、電子申請の対象外とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 輸入令第4条第2項の規定による手続であつて輸入公表三に規定する確認を受けけるもののうち7の(6)から(8)までに規定する貨物に係る手続</u></p> <p><u>(6)～(10) (略)</u></p> <p>別紙様式第10</p> <p><u>輸入公表三の七の(9)に基づく輸入に関する確認書</u></p> <p>(略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第30号  
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の  
一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）

改正後							現行							
《輸入》							《輸入》							
(略)							(略)							
別表第13	事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7に基づく貨物（めろ）</u> ）の申請項目						別表第13	事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7の(1)及び(2)（水産物）</u> ）の申請項目						
別表第14	事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7に基づく貨物（ワシントン条約及び種の保存法に係るもの）</u> ）の申請項目						別表第14	事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7の(3)、(4)及び(5)（ワシントン）</u> ）の申請項目						
別表第15	事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7に基づく貨物（冷凍のかに）</u> ）の申請項目						別表第15	事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7の(9)（かに）</u> ）の申請項目						
《マスターコード》							《マスターコード》							
(略)							(略)							
削除							別紙9	<u>種類又は規格コード表</u>						
(略)							(略)							
別表第13 事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7に基づく貨物（めろ）</u> ）の申請項目（特定手続等運用通達6(2)及び(3)関係）							別表第13 事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7の(1)及び(2)（水産物）</u> ）の申請項目（特定手続等運用通達6(2)及び(3)関係）							
項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	項番	項目名	新規	訂正	属性	文字数	備考	繰返回数
(略)							(略)							
別表第14 事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7に基づく貨物（ワシントン条約及び種の保存法に係るもの）</u> ）の申請項目（特定手続等運用通達6(2)及び(3)関係）							別表第14 事前確認申請様式（輸入公表 <u>三の7の(3)、(4)及び(5)（ワシントン）</u> ）の申請項目（特定手続等運用通達6(2)及び(3)関係）							
(略)							(略)							

別表第15 事前確認申請様式（輸入公表三の7に基づく貨物（冷凍のかに））の申請項目（特定手続等運用通達6(2)及び(3)関係）

別紙7 品目コード表

<貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課割当品目>

品目	品目コード
HCFC	HCFC
<u>HFC</u>	<u>HFC</u>

<輸入二号承認品目>

品目	品目コード
(削る)	
大西洋又は地中海において蓄養された生鮮又は冷蔵のくろまぐろ	TA02
生鮮又は冷蔵のみなみまぐろ	TA25
(略)	(略)
<u>ワシントン条約附属書I、附属書II及び附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物</u>	TA16

別表第15 事前確認申請様式（輸入公表三の7の(9)(かに)）の申請項目（特定手続等運用通達6(2)及び(3)関係）

別紙7 品目コード表

<貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課割当品目>

品目	品目コード
HCFC	HCFC
<u>臭化メチル</u>	<u>MB</u>

<輸入二号承認品目>

品目	品目コード
<u>輸入公表三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品（本邦の区域に属さない海面を船積地域とするもの（外国の港湾内で船積みされたものを除く。）及び二の二の表の第2に掲げるものを除く。以下同じ。）</u>	<u>TA01</u>
大西洋又は地中海において蓄養された <u>輸入公表三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろ</u>	TA02
<u>輸入公表三の9の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろ</u>	TA25
(略)	(略)
<u>輸入公表三の9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書IIに掲げる種に属する動物(同二の第1の表中三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の項に掲げるもの並びにジンベイザメ、ウバザメ、ホホジロザメ、ヨゴレ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、ニシネズミザメ及びタツノオトシゴ属全種を除く。)又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物(植物の個体の一部及び派生物にあつては、附属書IIにより特定されるものに限る。)並びに三の9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とし、かつ、同条約附属書IIIに掲げる国を原産地とする附属書IIIに掲げる種に属する動物又は植物並び</u>	TA16

モントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品	TA17
化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの	TA27
(略)	(略)
水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀	TA29

<輸入二の二号承認品目>

品目	品目コード
(略)	(略)
ダイヤモンド	TA24
(略)	(略)

<輸入事前確認品目(めろ)>

品目	品目コード	商品名	商品コード
(略)			
(削る)			

<輸入事前確認品目(ワシントン条約及び種の保存法に係るもの)>

品目	品目コード
ワシントン条約に係る特定の原産国等のもの	WC16

に附属書IIIにより特定されるこれらの個体の一部及び派生物	
輸入公表三の9の(5)のイに掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品	TA17
輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器禁止法第二条第五項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するもの	TA27
(略)	(略)
輸入公表三の9の(7)に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀	TA29

<輸入二の二号承認品目>

品目	品目コード
(略)	(略)
ダイヤモンド(関税率表第7102・10号、第7102・21号及び第7102・31号に掲げる貨物に該当するもの。ただし、輸入公表三の8の(7)の手続により輸入されるものを除く。)	TA24
(略)	(略)

<輸入公表三の7の(1)及び(2)>

品目	品目コード	商品名	商品コード
(略)			
鯨及びその調製品	WHAL	まっこう鯨	SPW
		つち鯨	BBW
		みんく鯨	MKW
		いわし鯨	SIW
		にたり鯨	BYW
		ながす鯨	FNW
その他の鯨及びいるか	OHW		

<輸入公表三の7の(3)、(4)及び(5)>

品目	品目コード
輸入公表三の7の(3)に基づき経済産業大臣の確認を受ける貨物	WC16

<u>ワシントン条約に係る生きている動物</u>	WC17
<u>種の保存法に係る国内希少野生動植物種</u>	WC18

< 輸入事前確認品目 (冷凍のかに) >

品目	品目コード	実行関税率表の番号	商品名
<u>冷凍のかに</u>	CRAB	030614-010	冷凍したたらばがに
		030614-020	冷凍したずわいがに
		030614-030	冷凍したがざみ
		030614-040	冷凍したけがに
		030614-090	冷凍したその他のかに
		030693-100	その他のかに (くん製したものであって、冷凍したものの。)
		030693-900	その他のかに (その他のものであって、冷凍したものの。)
	160510-029	かに調製品	

削除

<u>輸入公表三の七の(4)に基づき経済産業大臣の確認を受ける貨物</u>	WC17
<u>輸入公表三の七の(5)に基づき経済産業大臣の確認を受ける貨物</u>	WC18

< 輸入公表三の七の(9) >

品目	品目コード	実行関税率表の番号	商品名
<u>輸入公表三の七の(9)に基づく経済産業大臣の確認を受ける貨物</u>	CRAB	030614-010	冷凍したたらばがに
		030614-020	冷凍したずわいがに
		030614-030	冷凍したがざみ
		030614-040	冷凍したけがに
		030614-090	冷凍したその他のかに
		030693-100	その他のかに (くん製したものであって、冷凍したものの。)
		030693-900	その他のかに (その他のものであって、冷凍したものの。)
	160510-029	かに調製品	

別紙9 種類又は規格コード表

<u>種類又は規格コード</u>	<u>種類又は規格名称</u>	<u>備考 (組み合わせられる商品コード)</u>
<u>FATS</u>	<u>油脂</u>	<u>BBW、BYW、FNW、MKW、OH</u> <u>W、SIW又はSPW</u>
<u>FEED</u>	<u>飼料用調製品</u>	
<u>LIVE</u>	<u>生体</u>	
<u>MAKE</u>	<u>食用調製品</u>	
<u>MEET</u>	<u>肉及びくず肉</u>	

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第31号  
経済産業省貿易経済協力局

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」（平成15年8月27日付け輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」の一部改正について

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」（平成15年8月27日付け輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて（平成15年8月27日付け輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号）

改正後	現行
参考別紙9  1 / 4 <u>輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認書</u> (略)	参考別紙9  1 / 4 <u>輸入公表三の7の(3)に基づく輸入に関する確認書</u>  (略)

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第32号  
経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（昭和55年11月28日  
付け輸入注意事項55第76号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部改正につ  
いて

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」（平成55年11月28日  
付け輸入注意事項55第76号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元  
年7月1日から施行する。

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号）

改正後	現 行
<p>2 書面申請手続</p> <p>(1) 提出書類 (イ)～(ニ) (略) (削る)</p> <p><u>(ホ)</u> 大西洋又は地中海において畜養された輸入公表<u>三の9の(1)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生産又は冷蔵のくろまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p><u>(ハ)</u> 輸入公表<u>三の9の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p><u>(ト)～(リ)</u></p> <p><u>(ヌ)</u> ワシントン条約<u>附属書Ⅰ</u>、<u>附属書Ⅱ</u>又は<u>附属書Ⅲ</u>に掲げる種に属する動植物に係る申請の場合には、同条約第10条に基づき発給された許可書又は証明書</p> <p><u>(ル)</u> 輸入公表<u>三の9の(4)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類（当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類） 1通</p> <p><u>(ヲ)</u> (略)</p> <p>(2) 提出先 (削る)</p> <p><u>(イ)</u> (略)</p> <p><u>(ロ)</u> ワシントン条約<u>附属書Ⅰ</u>、<u>附属書Ⅱ</u>又は<u>附属書Ⅲ</u>に掲げる種に属する動植物に係る申請 貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室</p> <p><u>(ハ)～(ホ)</u></p>	<p>2 書面申請手続</p> <p>(1) 提出書類 (イ)～(ニ) (略)</p> <p><u>(ホ)</u> <u>ブラジル、アイスランド、ノルウェー、ペルー、大韓民国、スペイン又はロシアを原産地又は船積地域とする鯨及びその調製品に係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</u></p> <p><u>(ハ)</u> 大西洋又は地中海において畜養された輸入公表<u>三の9の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生産又は冷蔵のくろまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p><u>(ト)</u> 輸入公表<u>三の9の(3)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに係る申請の場合には、水産庁長官が確認した書類 1通</p> <p><u>(チ)～(ヲ)</u></p> <p><u>(ル)</u> ワシントン条約<u>附属書Ⅱ</u>又は<u>Ⅲ</u>に掲げる種に属する動植物に係る申請の場合には、同条約第10条に基づき発給された許可書又は証明書</p> <p><u>(ヲ)</u> 輸入公表<u>三の9の(5)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Dに掲げる製品に係る申請の場合には、輸入しようとする貨物の仕様を証する書類（当該貨物がオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書Aに掲げる規制物質が含まれていない旨を証する書類） 1通</p> <p><u>(ヲ)</u> (略)</p> <p>(2) 提出先 <u>(イ)</u> <u>鯨及びその調製品に係る申請</u> <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室</u></p> <p><u>(ロ)</u> (略)</p> <p><u>(ハ)</u> ワシントン条約<u>附属書Ⅱ</u>又は<u>Ⅲ</u>に掲げる種に属する動植物に係る申請 <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室</u></p> <p><u>(ニ)～(ハ)</u></p>

[別紙3]

包括契約に係る届出書

年 月 日

(略)

[別紙3]

包括契約に係る届出書

平成 年 月 日

(略)

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第33号  
経済産業省貿易経済協力局

「ダイヤモンド原石の輸入について」（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部改正について

「ダイヤモンド原石の輸入について」（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「ダイヤモンド原石の輸入について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ダイヤモンド原石の輸入について（平成14年12月27日付け輸入注意事項14第68号）

改正後	現 行
3 当該貨物の輸入について （略） (1) 通関時確認制（輸入公表 <u>三の8</u> ） （略）	3 当該貨物の輸入について （略） (1) 通関時確認制（輸入公表 <u>三の8の(7)</u> ） （略）

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第34号  
経済産業省貿易経済協力局

「準管理当局を有しない非加盟国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認制移行について」（平成元年6月2日付け輸入注意事項元第8号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「準管理当局を有しない非加盟国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認制移行について」の一部改正について

「準管理当局を有しない非加盟国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認制移行について」（平成元年6月2日付け輸入注意事項元第8号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「準管理当局を有しない非加盟国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○準管理当局を有しない非加盟国を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物の二号承認制移行について（平成元年6月2日付け輸入注意事項元第8号）

改正後	現行
<p>平成元年6月1日付け通商産業省告示第256号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表<u>三の9の(3)</u>のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物であって、<u>三の9の(3)</u>のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするもの（現行は通関時確認制。）については、平成元年7月1日以降2号承認制に移行することになりました。</p> <p>このため、平成元年7月1日以降に上記貨物を輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。が、これにより輸入公表<u>三の9の(3)</u>のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入承認は原則として行いませんので注意してください。</p> <p>なお、本日から2号承認制に移行するまでの間に上記貨物を輸入する場合（輸入貿易管理令別表第2に規定する携帯品として輸入する場合を含む。）にあつては、輸出する国又は地域の再輸出証明書について事前に経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査班まで問い合わせさせていただきようお願いします。</p>	<p>平成元年6月1日付け通商産業省告示第256号（輸入公表の一部を改正する告示）により、輸入公表<u>三の9の(4)</u>のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動物及び植物並びにこれらの個体の一部及び派生物であって、<u>三の9の(4)</u>のイ及びロに掲げる国又は地域を船積地域とするもの（現行は通関時確認制。）については、平成元年7月1日以降2号承認制に移行することになりました。</p> <p>このため、平成元年7月1日以降に上記貨物を輸入する場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による経済産業大臣の輸入承認を受けなければなりません。が、これにより輸入公表<u>三の9の(4)</u>のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入承認は原則として行いませんので注意してください。</p> <p>なお、本日から2号承認制に移行するまでの間に上記貨物を輸入する場合（輸入貿易管理令別表第2に規定する携帯品として輸入する場合を含む。）にあつては、輸出する国又は地域の再輸出証明書について事前に経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査班まで問い合わせさせていただきようお願いします。</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第35号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について」(平成27年4月22日付け輸入注意事項27第7号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について」の一部改正について

「輸入公表三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について」(平成27年4月22日付け輸入注意事項27第7号)の題名及び本文の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「輸入公表三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の九の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について(平成27年4月22日付け輸入注意事項27第7号)

改正後	現 行
<p>輸入公表<u>三の九の(4)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について</p> <p>平成27年4月22日付け経済産業省告示第94号(輸入公表の一部を改正する告示)により、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の附属書及びグループによってイからホに区分されていた国又は地域を1つに統合しましたが、<u>輸入公表三の九の(4)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに議定書附属書Dに掲げる製品については、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入承認の対象となりますが、引き続き議定書4条の規定により輸入禁止措置をとるため、下記のとおり輸入承認は行いませんので注意してください。</p> <p>(以下略)</p>	<p>輸入公表<u>三の九の(5)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とするオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書に掲げる物質及び製品の輸入承認について</p> <p>平成27年4月22日付け経済産業省告示第94号(輸入公表の一部を改正する告示)により、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「議定書」という。)の附属書及びグループによってイからホに区分されていた国又は地域を1つに統合しましたが、<u>輸入公表三の九の(5)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに議定書附属書Dに掲げる製品については、輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定に基づく経済産業大臣の輸入承認の対象となりますが、引き続き議定書4条の規定により輸入禁止措置をとるため、下記のとおり輸入承認は行いませんので注意してください。</p> <p>(以下略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第36号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の九の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について」(平成12年10月16日付け輸入注意事項12第62号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の九の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について」の一部改正について

「輸入公表三の九の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について」(平成12年10月16日付け輸入注意事項12第62号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について(平成12年10月16日付け輸入注意事項12第62号)

改正後	現 行
<p>輸入公表<u>三</u>の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について</p> <p>平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表<u>三</u>の9の(5)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについては、平成12年11月6日以降二号承認制に移行することとなりました。</p> <p>このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。当該貨物は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約検証附属書第7部パラグラフ31により当該条約の締約国以外からの輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意して下さい。</p>	<p>輸入公表<u>三</u>の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものの二号承認制移行について</p> <p>平成12年10月16日付け通商産業省告示第623号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表<u>三</u>の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を船積地域とする化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第5項に規定する第一種指定物質及び第一種指定物質を含有するものについては、平成12年11月6日以降二号承認制に移行することとなりました。</p> <p>このため、輸入貿易管理令第4条第1項第二号に基づく経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。当該貨物は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約検証附属書第7部パラグラフ31により当該条約の締約国以外からの輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意して下さい。</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第37号  
経済産業省貿易経済協力局

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」(平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」の一部改正について

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」(平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について（平成16年12月1日付け輸入注意事項16第24号）

改正後	現 行
<p data-bbox="96 411 1131 518">大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表<u>三の九の(1)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について</p> <p data-bbox="600 523 629 555">記</p> <p data-bbox="96 595 1131 805">大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）の勧告の趣旨に添って、標記貨物の輸入に際しては、輸入公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）<u>三の九の(1)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域に対して、条約のくろまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等くろまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。</p>	<p data-bbox="1131 411 2168 518">大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの二号承認制移行について</p> <p data-bbox="1637 523 1666 555">記</p> <p data-bbox="1131 595 2168 805">大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（以下「条約」という。）の勧告の趣旨に添って、標記貨物の輸入に際しては、輸入公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域に対して、条約のくろまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等くろまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第38号  
経済産業省貿易経済協力局

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」(平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」の一部改正について

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」(平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表三の九の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について(平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号)

改正後	現行
<p>大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表<u>三の九の(1)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について</p> <p>平成16年12月22日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号、輸入注意事項16第24号(大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表<u>三の九の(1)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの2号承認制移行について)により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(別紙様式)</p> <p>大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表<u>三の九の(1)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認(申請)書</p> <p>(以下略)</p>	<p>大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請の前の確認申請について</p> <p>平成16年12月22日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、平成16年12月1日付け平成16・11・22貿局第2号、輸入注意事項16第24号(大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろの2号承認制移行について)により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(別紙様式)</p> <p>大西洋又は地中海において蓄養された輸入公表<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のくろまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認(申請)書</p> <p>(以下略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第39号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について」(平成17年12月9日付け輸入注意事項17第60号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について」の一部改正について

「輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について」(平成17年12月9日付け輸入注意事項17第60号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について（平成17年12月9日付け輸入注意事項17第60号）

改正後	現 行
<p data-bbox="98 416 1128 483">輸入公表<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について</p> <p data-bbox="600 523 629 555">記</p> <p data-bbox="98 595 1128 807">みなみまぐろ保存条約（以下「条約」という。）の決議の趣旨に沿って、標記貨物の輸入に際しては、輸入公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域に対して、条約のみなみまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等みなみまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。</p>	<p data-bbox="1128 416 2170 483">輸入公表<u>三の九の(3)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について</p> <p data-bbox="1630 523 1659 555">記</p> <p data-bbox="1128 595 2170 807">みなみまぐろ保存条約（以下「条約」という。）の決議の趣旨に沿って、標記貨物の輸入に際しては、輸入公表（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号）<u>三の九の(3)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域に対して、条約のみなみまぐろ資源に関する保存管理措置への協力を求める。当該協力が得られない等みなみまぐろ資源の保存管理に支障が生ずる場合、原則として確認及び承認を行わない。</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第40号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について」(平成17年12月9日付け平成17・12・02貿局第1号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について」の一部改正について

「輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について」(平成17年12月9日付け平成17・12・02貿局第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の九の(3)に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について（平成17年12月9日付け平成17・12・02貿局第1号）

改正後	現行
<p>輸入公表<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について</p> <p>平成18年1月1日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、平成17年12月9日付け平成17・12・02貿局第1号、輸入注意事項17第60号（輸入公表<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について）により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（別紙様式）</p> <p>輸入公表<u>三の九の(2)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認（申請）書 （以下略）</p>	<p>輸入公表<u>三の九の(3)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認申請について</p> <p>平成18年1月1日以降、標記貨物を輸入しようとする場合は、平成17年12月9日付け平成17・12・02貿局第1号、輸入注意事項17第60号（輸入公表<u>三の九の(3)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろの二号承認制移行について）により二号承認申請の前に農林水産省水産庁資源管理部国際課で確認を受けることになっていますが、その手続きを下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（別紙様式）</p> <p>輸入公表<u>三の九の(3)</u>に掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地とする生鮮又は冷蔵のみなみまぐろを輸入しようとする場合の二号承認申請前の確認（申請）書 （以下略）</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第41号  
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部改正  
について

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）

改正後	現 行
<p>1 輸入承認申請の対象</p> <p>(1) 対象品目</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Iに掲げる種に属する動物（<u>みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨を除く。</u>）又は植物並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）はく製又は加工品（ワシントン条約の附属書により条約が適用される品目に限る。以下「ワシントン条約動植物及びその派生物」という。）</p> <p>3 輸入承認基準</p> <p>(1) 当該輸入承認申請が2に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であると認められる場合に承認を行うものとする。</p>	<p>1 輸入承認申請の対象</p> <p>(1) 対象品目</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書Iに掲げる種に属する動物（<u>まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨（Balaenoptera acutorostrata及びBalaenoptera bonaerensis）、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。</u>）又は植物並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）はく製又は加工品（ワシントン条約の附属書により条約が適用される品目に限る。以下「ワシントン条約動植物及びその派生物」という。）</p> <p>3 輸入承認基準</p> <p>(1) 当該輸入承認申請が2に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であると認められる場合に承認を行うものとする。<u>ただし、輸入公表三の9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域以外の国又は地域からの輸入については、原則として承認を行わない。</u></p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
経済産業省貿易経済協力局

「(お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」(平成21年5月21日付け)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「(お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」の一部改正について

「(お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」(平成21年5月21日付け)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「(お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○(お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について (平成21年5月21日付け)

改正後	現 行
<p>4 許可基準 (1) 当該輸入許可申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であること。ただし、輸入公表<u>三の9の(3)</u>のイ及びロに掲げる国又は地域以外の国又は地域からの輸入については、原則として許可を行わない。</p> <p>別紙様式(4) 輸 入 許 可 申 請 説 明 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(略)</p>	<p>4 許可基準 (1) 当該輸入許可申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であること。ただし、輸入公表<u>三の9の(4)</u>のイ及びロに掲げる国又は地域以外の国又は地域からの輸入については、原則として許可を行わない。</p> <p>別紙様式(4) 輸 入 許 可 申 請 説 明 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第42号  
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる植物の交配種の取扱いについて」（平成8年3月7日付け輸入注意事項8第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる植物の交配種の取扱いについて」の一部  
改正について

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる植物の交配種の取扱いについて」（平成8年3月7日付け輸入注意事項8第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる植物の交配種の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる植物の交配種の取扱いについて（平成8年3月7日付け輸入注意事項8第4号）

改正後	現 行
<p>昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）においてワシントン条約の附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物及びその派生物の輸入については、輸入の承認を受けなければ輸入することができないこととなっておりますが、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する植物のうち人工栽培させた交配種については、第11回締約国会議の決議に基づき附属書Ⅱに掲げる種として取り扱いますので、当該種の輸入については輸入公表<u>三の7の(2)</u>又は<u>8の(3)</u>の規定に従ってください。</p>	<p>昭和41年4月通商産業省告示第170号（輸入公表）においてワシントン条約の附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物及びその派生物の輸入については、輸入の承認を受けなければ輸入することができないこととなっておりますが、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる種に属する植物のうち人工栽培させた交配種については、第11回締約国会議の決議に基づき附属書Ⅱに掲げる種として取り扱いますので、当該種の輸入については輸入公表<u>三の7の(3)</u>又は<u>8の(2)</u>の規定に従ってください。</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第43号  
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるキャビアの取扱いについて」（平成20年2月28日付け輸入注意事項20第3号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるキャビアの取扱いについて」の一部改正  
について

「ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるキャビアの取扱いについて」（平成20年2月28日付け輸入注意事項20第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるキャビアの取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるキャビアの取扱いについて（平成20年2月28日付け輸入注意事項20第3号）

改正後	現 行
<p>第14回絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）締約国会議において改正された決議13.7を踏まえ、平成20年4月1日以降は、携帯品（別送品を含む。）として輸入する本人の私用に供するキャビア（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるものに限る。）であって、1人1回当たり125グラム以下のものについては、<u>輸入公表三の8の(3)</u>に規定する通関時確認の適用を受けないこととします。</p>	<p>第14回絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）締約国会議において改正された決議13.7を踏まえ、平成20年4月1日以降は、携帯品（別送品を含む。）として輸入する本人の私用に供するキャビア（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げるものに限る。）であって、1人1回当たり125グラム以下のものについては、<u>輸入公表三の8の(2)</u>に規定する通関時確認の適用を受けないこととします。</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第44号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

## 附 則

この規程の施行前に交付された確認書については、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

「輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号)

改正後	現 行
<p data-bbox="176 357 1055 427"><u>輸入公表三の七に基づく貨物(ワシントン条約に係る特定の原産国等)の輸入に関する確認について</u></p> <p data-bbox="103 475 1128 545">上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="613 593 645 624">記</p> <p data-bbox="120 671 248 702">[別紙様式]</p> <p data-bbox="103 708 1122 778"><u>輸入公表三の七に基づく貨物(ワシントン条約に係る特定の原産国等)の輸入に関する確認申請書</u></p> <p data-bbox="120 826 226 857">(以下略)</p>	<p data-bbox="1227 357 2096 387"><u>輸入公表三の七の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について</u></p> <p data-bbox="1155 475 2181 545">上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="1666 593 1697 624">記</p> <p data-bbox="1173 671 1301 702">[別紙様式]</p> <p data-bbox="1339 708 1995 738"><u>輸入公表三の七の(3)に基づく輸入に関する確認申請書</u></p> <p data-bbox="1173 826 1279 857">(以下略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第45号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第43号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第43号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

## 附 則

この規程の施行前に交付された確認書については、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

「輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について (平成15年10月17日付け輸入注意事項15第43号)

改正後	現 行
<p data-bbox="174 357 1043 427"><u>輸入公表三の七の(4)に基づく貨物 (ワシントン条約に係る生きています動物)の輸入に関する確認について</u></p> <p data-bbox="103 475 1120 545">上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="607 592 640 624">記</p> <p data-bbox="118 668 248 700">[別紙様式]</p> <p data-bbox="103 708 1120 778"><u>輸入公表三の七の(4)に基づく貨物 (ワシントン条約に係る生きています動物)の輸入に関する確認申請書</u></p> <p data-bbox="118 825 224 857">(以下略)</p>	<p data-bbox="1218 357 2087 427">輸入公表三の七の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について</p> <p data-bbox="1144 475 2161 545">上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年11月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="1648 592 1682 624">記</p> <p data-bbox="1160 668 1290 700">[別紙様式]</p> <p data-bbox="1323 708 1977 740">輸入公表三の七の(4)に基づく輸入に関する確認申請書</p> <p data-bbox="1160 825 1265 857">(以下略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第46号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(5)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の七の(5)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部改正について

「輸入公表三の七の(5)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この規程の施行前に交付された確認書については、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

「輸入公表三の七の(5)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の七の(5)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について(平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号)

改正後	現行
<p data-bbox="174 357 1039 427"><u>輸入公表三の七に基づく貨物(種の保存法に係る国内希少野生動植物種)の輸入に関する確認について</u></p> <p data-bbox="103 472 1117 542">上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="607 592 640 624">記</p> <p data-bbox="118 668 248 700">[別紙様式]</p> <p data-bbox="103 708 1120 778"><u>輸入公表三の七に基づく貨物(種の保存法に係る国内希少野生動植物種)の輸入に関する確認申請書</u></p> <p data-bbox="103 825 322 857">経済産業大臣 殿</p> <p data-bbox="745 865 1115 1013">申請者名 _____ 記名押印又は署名 _____ 住 所 _____ 申請年月日 _____</p> <p data-bbox="129 1059 658 1091"><u>以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。</u></p> <p data-bbox="125 1177 224 1209">(以下略)</p>	<p data-bbox="1218 357 2083 427">輸入公表三の七の(5)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について</p> <p data-bbox="1144 472 2159 542">上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="1648 592 1682 624">記</p> <p data-bbox="1160 668 1290 700">[別紙様式]</p> <p data-bbox="1323 708 1986 740"><u>輸入公表三の七の(5)に基づく輸入に関する確認申請書</u></p> <p data-bbox="1144 825 1364 857">経済産業大臣 殿</p> <p data-bbox="1787 865 2157 1013">申請者名 _____ 記名押印又は署名 _____ 住 所 _____ 申請年月日 _____</p> <p data-bbox="1144 1059 2159 1129"><u>輸入公表三の七の(5)及び輸入注意事項6第2号に基づき以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。</u></p> <p data-bbox="1162 1177 1261 1209">(以下略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第47号  
経済産業省貿易経済協力局

「試験研究又は分析に用いられる、モンテリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(7)）の輸入の確認について」（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「試験研究又は分析に用いられる、モンテリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(7)）の輸入の確認について」の一部改正について

「試験研究又は分析に用いられる、モンテリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(7)）の輸入の確認について」（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(7)）の輸入の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(7)）の輸入の確認について（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）

改正後	現 行
<p>試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について</p> <p>輸入公表<u>三の七</u>に規定する試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附属書に掲げる物質を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p>	<p>試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（<u>輸入公表三の七の(7)</u>）の輸入の確認について</p> <p>輸入公表の<u>三の七の(7)</u>に規定する試験研究又は分析に用いられるモントリオール議定書附属書に掲げる物質を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p>

# 経 済 産 業 省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第48号  
経済産業省貿易経済協力局

「活、生鮮又は冷蔵のかにの通関時確認制移行について」（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第32号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「活、生鮮又は冷蔵のかにの通関時確認制移行について」の一部改正について

「活、生鮮又は冷蔵のかにの通関時確認制移行について」（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第32号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「活、生鮮又は冷蔵のかこの通関時確認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○活、生鮮又は冷蔵のかこの通関時確認制移行について（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第32号）

改正後	現行
<p>平成26年11月11日付け経済産業省告示第220号(輸入公表の一部を改正する告示)により、改正後の輸入公表<u>三の8</u>に掲げる<u>活、生鮮又は冷蔵のかこの輸入</u>については平成26年12月10日以降通関時確認制に移行することとなりました。</p> <p>このため、平成26年12月10日以降の当該貨物の輸入については、平成26年12月9日までに関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第61条の4において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合等は、「輸入公表<u>三の8</u>に掲げる<u>活、生鮮又は冷蔵のかこ</u>を輸入する場合の取扱いについて」(輸入注意事項26第33号)に定める書類を、税関への輸入申告書等の提出の際に提出しなければ輸入できません。</p>	<p>平成26年11月11日付け経済産業省告示第220号(輸入公表の一部を改正する告示)により、改正後の輸入公表<u>三の8の(9)の貨物</u>の輸入については平成26年12月10日以降通関時確認制に移行することとなりました。</p> <p>このため、平成26年12月10日以降の当該貨物の輸入については、平成26年12月9日までに関税法(昭和29年法律第61号)第67条の規定による輸入申告書又は同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書若しくは同法第61条の4において準用する同法第43条の3第1項の規定による移入承認申請書が受理されていない場合等は、「輸入公表<u>三の8の(9)の貨物</u>を輸入する場合の取扱いについて」(輸入注意事項26第33号)に定める書類を、税関への輸入申告書等の提出の際に提出しなければ輸入できません。</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達（平成19年7月12日付け平成19・03・28貿局第4号）

改正後	現行
<p>1-3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認            輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認については、1-2に準じて取り扱うものとする。ただし、輸入公表三の6の(4)及び(5)、7の(1)並びに<u>8の(7)</u>に掲げる貨物に関しては、現品の数量が「事前確認書に記載の数量」を超える分は通関を認めない。</p> <p>1-3-2 輸入公表の三の<u>8の(7)</u>（くろまぐろに係る部分に限る。）及び(9)に掲げる貨物に関しては、当該規定に定める書類の提出を受けた後、内容を確認し疑義等ない場合は輸入を認め、その場で当該書類の原本は輸入者に返却する。</p> <p>1-4-2-2 携帯品、職業用具及び引越荷物            輸入令別表第2に掲げる「携帯品、職業用具及び引越荷物」の範囲は、次により取り扱うものとする。            1・2 (略)            3 上記の1及び2の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあつては、それぞれに定めるとおりとする。            (1)・(2) (略)            (3) 輸入公表の三の6の(1)、<u>7の(3)又は8の(5)若しくは(6)</u>に掲げる貨物については「携帯品」として、輸入公表の三の8の(1)に掲げる貨物については「携帯品、職業用具及び引越荷物」としての取扱いは行わない。</p>	<p>1-3 輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認            輸入公表の三に掲げる貨物に関する確認については、1-2に準じて取り扱うものとする。ただし、輸入公表三の6の(4)及び(5)、7の(1)並びに<u>8の(6)</u>に掲げる貨物に関しては、現品の数量が「事前確認書に記載の数量」を超える分は通関を認めない。</p> <p>1-3-2 輸入公表の三の<u>8の(6)</u>（くろまぐろに係る部分に限る。）及び(8)に掲げる貨物に関しては、当該規定に定める書類の提出を受けた後、内容を確認し疑義等ない場合は輸入を認め、その場で当該書類の原本は輸入者に返却する。</p> <p>1-4-2-2 携帯品、職業用具及び引越荷物            輸入令別表第2に掲げる「携帯品、職業用具及び引越荷物」の範囲は、次により取り扱うものとする。            1・2 (略)            3 上記の1及び2の規定にかかわらず、次に掲げる貨物にあつては、それぞれに定めるとおりとする。            (1)・(2) (略)            (3) 輸入公表の三の6の(1)、<u>7の(4)又は8の(4)若しくは(5)</u>に掲げる貨物については「携帯品」として、輸入公表の三の8の(1)に掲げる貨物については「携帯品、職業用具及び引越荷物」としての取扱いは行わない。</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第49号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の七の(9)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の七の(9)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」  
の一部改正について

「輸入公表三の七の(9)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

## 附 則

この規程の施行前に交付された確認書については、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

「輸入公表三の七の(9)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の七の(9)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第31号)

改正後	現 行
<p data-bbox="174 357 1043 387">輸入公表三の七に基づく貨物(冷凍のかに)の輸入に関する確認について</p> <p data-bbox="103 475 1120 544">上記の貨物を輸入しようとする者は、平成26年12月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="607 592 640 622">記</p> <p data-bbox="118 668 277 699">[別紙様式1]</p> <p data-bbox="181 707 1039 737">輸入公表三の七に基づく貨物(冷凍のかに)の輸入に関する確認申請書</p> <p data-bbox="118 786 170 817">(略)</p> <p data-bbox="118 866 277 896">[別紙様式3]</p> <p data-bbox="181 904 1039 971">輸入注意事項26第31号の2(3)②に定める書類の提出ができないことについての理由書</p> <p data-bbox="125 1021 349 1051">経済産業大臣 殿</p> <p data-bbox="734 983 1115 1013">申請年月日 _____</p> <p data-bbox="734 1061 1115 1091">申請者名 _____</p> <p data-bbox="734 1101 1115 1131">住 所 _____</p> <p data-bbox="734 1141 1115 1171">電話番号 _____</p> <p data-bbox="734 1181 1115 1211">記名押印又は署名 _____</p> <p data-bbox="734 1220 1115 1251">資 格 _____</p> <p data-bbox="103 1299 860 1329">輸入公表三の七に基づく貨物(冷凍のかに)の輸入については、</p> <p data-bbox="118 1377 170 1407">(略)</p>	<p data-bbox="1218 357 2087 426">輸入公表三の七の(9)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について</p> <p data-bbox="1144 475 2161 544">輸入公表三の七の(9)の貨物を輸入しようとする者は、平成26年12月10日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="1648 592 1682 622">記</p> <p data-bbox="1160 668 1319 699">[別紙様式1]</p> <p data-bbox="1323 707 1980 737">輸入公表三の七の(9)に基づく輸入に関する確認申請書</p> <p data-bbox="1160 786 1211 817">(略)</p> <p data-bbox="1160 866 1319 896">[別紙様式3]</p> <p data-bbox="1223 904 2080 971">輸入注意事項26第31号の2(3)②に定める書類の提出ができないことについての理由書</p> <p data-bbox="1167 1021 1391 1051">経済産業大臣 殿</p> <p data-bbox="1776 983 2157 1013">申請年月日 _____</p> <p data-bbox="1776 1061 2157 1091">申請者名 _____</p> <p data-bbox="1776 1101 2157 1131">住 所 _____</p> <p data-bbox="1776 1141 2157 1171">電話番号 _____</p> <p data-bbox="1776 1181 2157 1211">記名押印又は署名 _____</p> <p data-bbox="1776 1220 2157 1251">資 格 _____</p> <p data-bbox="1144 1299 1700 1329">輸入公表三の七の(9)の貨物の輸入については、</p> <p data-bbox="1160 1377 1211 1407">(略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第50号  
経済産業省貿易経済協力局

「冷凍したかに等の事前確認制移行について」（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第30号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「冷凍したかに等の事前確認制移行について」の一部改正について

「冷凍したかに等の事前確認制移行について」（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第30号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「冷凍したかに等の事前確認制移行について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○冷凍したかに等の事前確認制移行について（平成26年11月11日付け輸入注意事項26第30号）

改正後	現 行
平成26年11月11日付け経済産業省告示第220号（輸入公表の一部を改正する告示）により、改正後の輸入公表 <u>三の七に掲げる冷凍のかに</u> の輸入については平成26年12月10日以降事前確認制に移行することとなりました。 (略)	平成26年11月11日付け経済産業省告示第220号（輸入公表の一部を改正する告示）により、改正後の輸入公表 <u>三の七の(9)の貨物</u> の輸入については平成26年12月10日以降事前確認制に移行することとなりました。 (略)

# 経 済 産 業 省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第51号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の八の(9)の貨物を輸入する場合の取扱いについて」(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第33号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の八の(9)の貨物を輸入する場合の取扱いについて」の  
一部改正について

「輸入公表三の八の(9)の貨物を輸入する場合の取扱いについて」(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第33号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

## 附 則

この規程の施行前に交付された確認書については、この規程の施行後も、なおその効力を有する。

「輸入公表三の8の(9)の貨物を輸入する場合の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸入公表三の8の(9)の貨物を輸入する場合の取扱いについて(平成26年11月11日付け輸入注意事項26第33号)

改正後	現行
<p data-bbox="118 357 1102 387">輸入公表三の8に掲げる<u>活、生鮮又は冷蔵のかに</u>を輸入する場合の取扱いについて</p> <p data-bbox="103 435 1117 544">上記の貨物の輸入については、平成26年12月10日以降、下記に掲げる船積地域の区分に応じ、それぞれに定める書類を、輸入申告書等と併せて税関に提出してください。</p> <p data-bbox="595 592 629 622">記</p> <p data-bbox="118 668 277 699">[別紙様式2]</p> <p data-bbox="277 708 945 738"><u>原産地証明書等の提出ができないこと</u>についての理由書</p> <p data-bbox="103 826 241 857">税関長 殿</p> <p data-bbox="712 788 1113 818">申請年月日 _____</p> <p data-bbox="712 866 1113 896">申請者名 _____</p> <p data-bbox="712 904 1113 935">住 所 _____</p> <p data-bbox="712 943 1113 973">電話番号 _____</p> <p data-bbox="712 981 1113 1011">記名押印 _____</p> <p data-bbox="712 1019 1113 1050">又は署名 _____</p> <p data-bbox="712 1058 1113 1088">資 格 _____</p> <p data-bbox="103 1137 940 1168">輸入公表三の8に基づく<u>貨物(生鮮、冷蔵のかに)</u>の輸入については、</p> <p data-bbox="118 1216 224 1246">(以下略)</p>	<p data-bbox="1296 357 2027 387">輸入公表三の8の(9)の貨物を輸入する場合の取扱いについて</p> <p data-bbox="1144 435 2159 544">輸入公表三の8の(9)の貨物の輸入については、平成26年12月10日以降、下記に掲げる船積地域の区分に応じ、それぞれに定める書類を、輸入申告書等と併せて税関に提出してください。</p> <p data-bbox="1632 592 1666 622">記</p> <p data-bbox="1160 668 1319 699">[別紙様式2]</p> <p data-bbox="1144 708 2159 738"><u>輸入注意事項26第33号の2に定める書類の提出ができないこと</u>についての理由書</p> <p data-bbox="1144 826 1283 857">税関長 殿</p> <p data-bbox="1749 788 2150 818">申請年月日 _____</p> <p data-bbox="1749 866 2150 896">申請者名 _____</p> <p data-bbox="1749 904 2150 935">住 所 _____</p> <p data-bbox="1749 943 2150 973">電話番号 _____</p> <p data-bbox="1749 981 2150 1011">記名押印 _____</p> <p data-bbox="1749 1019 2150 1050">又は署名 _____</p> <p data-bbox="1749 1058 2150 1088">資 格 _____</p> <p data-bbox="1144 1137 1693 1168">輸入公表三の8の(9)の貨物の輸入については、</p> <p data-bbox="1160 1216 1265 1246">(以下略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸出注意事項2019第18号  
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）

改正後	現行
<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の36の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成23年10月1日から下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の36の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。</p> <p>(1) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>[別紙様式] (略)</p>	<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第2の36の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）によるほか、平成23年10月1日から下記により行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用品目 適用品目は、輸出貿易管理令別表第2の36の項の中欄に掲げる絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）に係る関連貨物であって、次の品目とする。</p> <p>(1) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品。 <u>ただし、条約附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨属のうちのつち鯨は、附属書Ⅱに該当するものとして取扱う。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>[別紙様式] (略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸出注意事項2019第19号  
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年1月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部  
改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年1月1日付け輸出注意事項55第17号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改正後	現行
<p>I (略)</p> <p>II 対象貨物の取扱い 対象貨物のうち、<u>条約附属書Iに掲げる植物であって、人工的に繁殖させた交配種</u>については、本注意事項の適用上附属書IIに該当するものとして取り扱う。</p> <p>III～V (略) 別紙様式1～別紙様式3 (略)</p>	<p>I (略)</p> <p>II 対象貨物の取扱い 対象貨物のうち、<u>条約附属書Iに掲げるみんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、まっこう鯨及びびつち鯨属のうちのつち鯨並びに条約附属書Iに掲げる植物のうち、人工的に繁殖させた交配種</u>については、本注意事項の適用上附属書IIに該当するものとして取り扱う。</p> <p>III～V (略) 別紙様式1～別紙様式3 (略)</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第52号  
経済産業省貿易経済協力局

「移動動物園、サーカス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附属書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれらの動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手続きについて」等の廃止について」（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第41号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「移動動物園、サーカス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附属書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれらの動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手続きについて」等の廃止について」の一部改正について

「移動動物園、サーカス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附属書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれらの動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手続きについて」等の廃止について」（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第41号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「移動動物園、サーカス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附属書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれらの動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手続きについて」等の廃止について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「移動動物園、サーカス、動物展、植物展、その他移動する展示会等のためにワシントン条約附属書Ⅰ、Ⅱ又はⅢに掲げる種に属する動物又は植物及びこれらの動物又は植物の派生物を国際移動する場合の輸入手続きについて」等の廃止について（平成15年10月17日付け輸入注意事項15第41号）

改正後	現 行
<p>下記に掲げる輸入注意事項については、平成15年11月9日限りで廃止します。</p> <p>なお、輸入注意事項4第13号（輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）及び輸入注意事項4第12号（輸入公表三の7の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）に定められた輸入手続等については、平成15年11月10日以降、<u>輸入注意事項15第42号（輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る特定の原産国等）の輸入に関する確認について）</u>及び<u>輸入注意事項15第43号（輸入公表三の7に基づく貨物（ワシントン条約に係る生きて</u> <u>いる動物）の輸入に関する確認について）</u>の規定によることとなります。</p> <p>（略）</p>	<p>下記に掲げる輸入注意事項については、平成15年11月9日限りで廃止します。</p> <p>なお、輸入注意事項4第13号（輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）及び輸入注意事項4第12号（輸入公表三の7の(7)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）に定められた輸入手続等については、平成15年11月10日以降、<u>輸入注意事項15第42号（輸入公表三の7の(3)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）</u>及び<u>輸入注意事項15第43号（輸入公表三の7の(4)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について）</u>の規定によることとなります。</p> <p>（略）</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第53号  
経済産業省貿易経済協力局

「特定の水銀の輸入承認について」（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第18号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「特定の水銀の輸入承認について」の一部改正について

「特定の水銀の輸入承認について」（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第18号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「特定の水銀の輸入承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定の水銀の輸入承認について（平成27年11月11日付け輸入注意事項27第18号）

改正後	現 行
<p>1 対象品目 輸入公表<u>二の表の第2に掲げる</u>水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀（水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であって、水銀の濃度が全重量の9.5パーセント以上であるものを含む。以下「特定水銀」という。）</p>	<p>1 対象品目 輸入公表の<u>三の9の(7)に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする</u>水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀（水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であって、水銀の濃度が全重量の9.5パーセント以上であるものを含む。以下「特定水銀」という。）</p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第54号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」（昭和56年1月9日付け輸入注意事項56第1号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」の  
一部改正について

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」（昭和56年1月9日付け輸入注意事項56第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月1日から施行する。

「輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の規定による確認申請書の取扱い及び記載要領等について（昭和56年1月9日付け輸入注意事項56第1号）

改正後	現 行
<p>2 確認申請書の記載要領等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「金額」欄は、<u>決済通貨建てで表示を行う。</u></p>	<p>2 確認申請書の記載要領等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 「金額」欄は、<u>次の貨物の区分に応じてそれぞれに定めるとおりとする。</u></p> <p>① <u>輸入公表三の7の(1)及び(2)の貨物</u>  <u>アメリカ合衆国通貨で表示を行い、決済通貨がアメリカ合衆国通貨以外の通貨建ての場合には、かっこ書で併記すること。また、金額に端数が生じた場合は、切り上げて記載すること。</u>  <u>なお、アメリカ合衆国通貨とアメリカ合衆国通貨以外の通貨との換算は、決済通貨等の取扱いについて（昭和34年1月31日付け34通局第170号・輸入注意事項34第3号）により、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成10年大蔵省第29号）第35条第2号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行うものとする。</u></p> <p>② <u>上記①以外の貨物</u>  <u>決済通貨建てで表示を行う。</u></p>

# 経済産業省

20190603貿局第1号  
輸入注意事項2019第55号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の九の（3）のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動植物等の2号承認制への移行について」の規程を次のとおり制定し、令和元年7月1日より施行する。

令和元年6月24日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

輸入公表三の九の（3）のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動植物等の2号承認制への移行について

輸入公表三の九の（3）のイ及びロに掲げる国又は地域を除く国又は地域を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物については、2の2号承認制から2号承認制に移行することとなりました。

令和元年7月1日以降、引き続き、当該貨物の輸入承認は、原則として行いませんので注意してください。